

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を
必要とする支援を行う者の
資格の在り方その他資質の向上策に関する
議論の叩き台

○ 「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」のとりまとめでは、資格の建て付けについて、

①「社会福祉士養成課程との共通の科目を基礎として、子ども家庭福祉分野の専門課程を修了した者に付与される資格」とすることと、

②「既存のソーシャルワークに関する資格(社会福祉士等)を基礎として、子ども家庭福祉分野に関する上乘の教育課程を修了した者に付与される資格」とすることが、
両論併記となっている。

○ P3・4は、上記の両論併記を前提としつつ、検討を深めるための議論の材料として①をベースとした場合の具体的な形を叩き台としてお示しするものである。

○ 資格の在り方については、今後、本委員会に関係団体のご意見も伺いながらご議論いただく予定である。

基本的な考え方

子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの資格を創設するうえでは、以下の考え方を基本とする。

①子ども家庭福祉分野の専門性を共通に担保する仕組みとして資格を創設すること

- 子ども家庭福祉は、自ら意見表明することが難しい子どもへの支援、家庭全体を捉えた虐待予防、親子分離を伴う保護などの介入的ソーシャルワーク、といった専門性が必要とされる分野。
- 既存のソーシャルワークの資格の養成課程ではこうした分野の学びが十分でないため、これをしっかりと学ぶ場を設けることとあわせ、その専門性を客観的に担保する仕組みが必要。
- これらの専門性を、全国どこの地域でも共通に担保する必要がある、法律(児童福祉法)に根拠を持つ資格とすることが適当。

②現場で支援に従事する職員の意欲や専門性向上につながる仕組みとすること

- 児童相談所の児童福祉司は5割が勤続年数3年未満(令和2年4月1日現在)であるなど、人材の確保・定着が喫緊の課題。子ども家庭福祉分野への就職を希望する学生や、日夜現場で支援に従事する現任者の意欲を喚起することが重要。
- 国として統一の資格を付与することにより、自治体・民間機関等による採用の枠組みに位置付けやすくなる、採用後の人事・キャリアパスを資格と紐付けて構築できるようになる、処遇改善の根拠になるといったメリットが想定され、そのことが職員の意欲や専門性の向上につながるようにする。

③都道府県(児童相談所)、市区町村、民間の児童福祉施設など、幅広い活躍の場があること (P5参考資料参照)

- 家庭的養育の推進や、虐待予防、家庭支援の強化に伴い、児童相談所のみならず、市区町村の虐待相談対応部門、乳児院や児童養護施設等のファミリーソーシャルワーカー、児童家庭支援センター、保育所などの幅広い職場においてソーシャルワークの重要性が増してきている。
- 資格制度は、このような子ども家庭福祉分野全体の動きを踏まえて、多様な職場におけるソーシャルワーカーの活躍を後押しできるものとする。

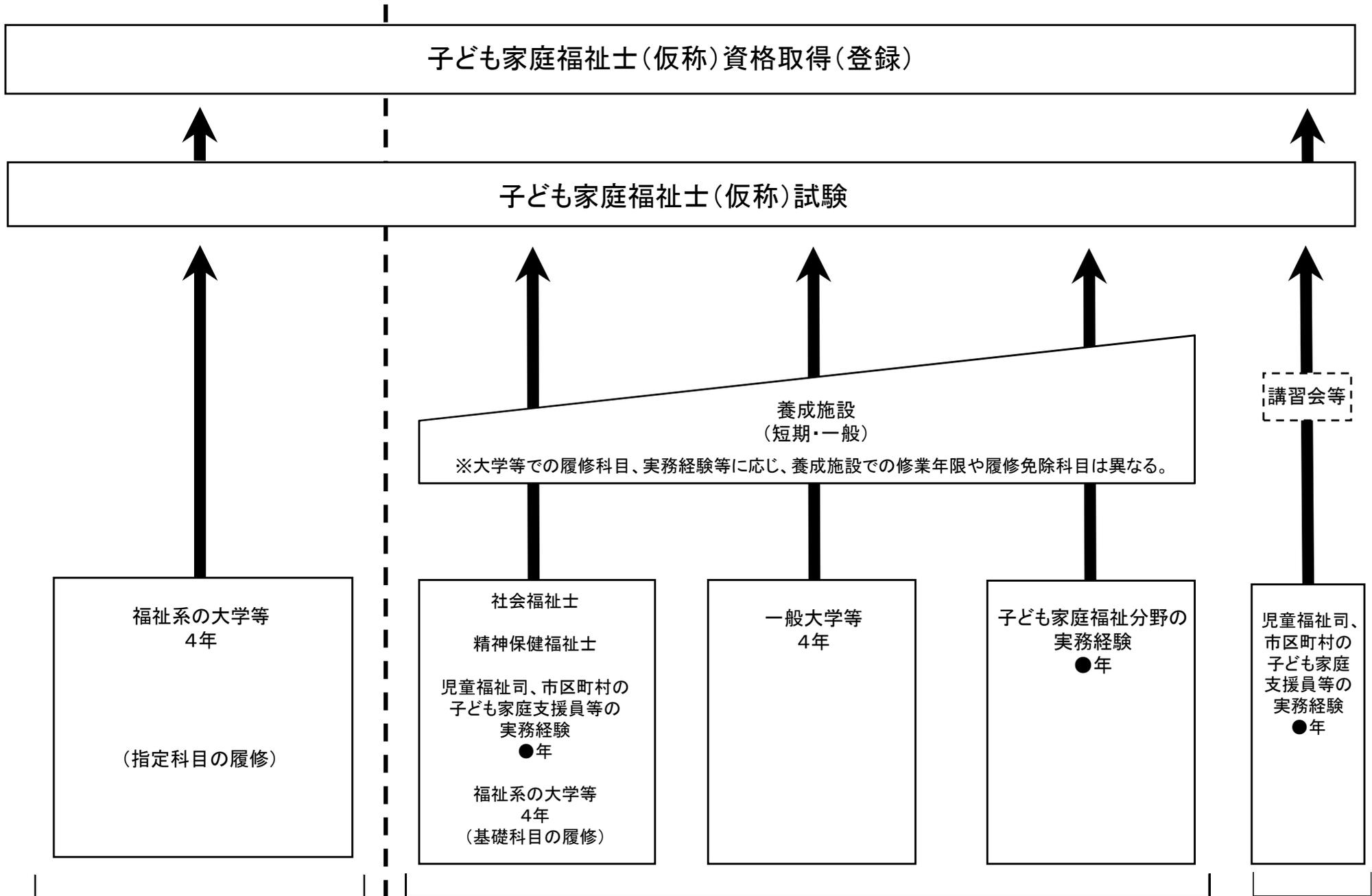
④学生や既に現場で働いている社会人等、多様な人材が取得できる資格とすること

- 多くの有資格者を現場に配置していくためには、子ども家庭福祉分野への就職を希望する学生が資格を取得できるようにすることと、児童相談所や民間施設等の現任者が業務と両立しながら資格を取得できるようにすることが必要。
- 「①大学で専門課程を修了して取得するコース」、「②社会人が実務経験を基礎として①よりも短縮した課程を修了して取得するコース」など、多様な人材が資格を取得できる設計とする。こうした資格取得ルート設計にあたっては、養成校の対応可能性を十分に考慮して検討する。

⑤既存の資格との関係に留意して制度設計すること

- 既存のソーシャルワークに関する資格である社会福祉士・精神保健福祉士は、養成課程に共通の科目を設定し、ソーシャルワークの共通基盤を担保できるようにしている。
- 子ども家庭福祉分野の資格についても、ソーシャルワークの共通基盤は担保する必要がある、養成課程の検討にあたっては社会福祉士・精神保健福祉士養成課程との整合性に留意する。

資格取得ルートイメージ①



①大学で子ども家庭福祉に関する科目を修めて卒業した者のルート

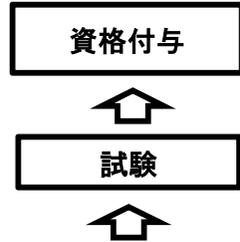
②①以外で、養成施設で必要な知識・技能を修得した者のルート

経過措置

資格取得ルートイメージ②

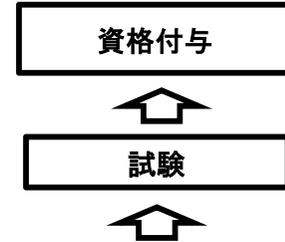
《大学ルート》

①大学で社会福祉士等の資格取得のための科目の履修とあわせて、無理のない範囲で履修できるルートとする



《社会人ルート》

②既存の資格を取得したうえで、現場に出てからでも効率的に取得できるルートとする



②大学等で福祉系の科目を履修していない者でも実務経験を積みながら取得できるルートとする

養成施設(短期・一般)

- 児童関係の専門科目
- 演習・実習(児童関係)
- 子ども家庭福祉士(仮称)の履修科目(左記の1200時間相当)

(※1)社会福祉士・精神保健福祉士養成課程との重複部分は免除
職能団体が実施する研修の一部を振替可とすることも検討
(※2)児童福祉司(法定)研修の一部を振替可とすることや、実習の一部を免除することも検討

1200時間

| | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 社会福祉士専門科目 690時間 240時間 ○ソーシャルワークの理論と方法(専門) ○ソーシャルワークの基盤と専門職(専門) ○福祉サービスの組織と経営 ○高齢者福祉 ○貧困に対する支援 ○保健医療と福祉 ○児童・家庭福祉 | 精神保健福祉士専門科目 690時間 300時間 ○ソーシャルワークの理論と方法(専門) ○精神医学と精神医療 ○現代の精神保健の課題と支援 ○精神保健福祉の原理 ○精神障害リハビリテーション論 ○精神保健福祉制度論 | 子ども家庭福祉士(仮称)専門科目 ●時間 ○児童関係の専門科目 ※左記と一部重複があり得る |
| 450時間 ○ソーシャルワーク演習(専門) ○ソーシャルワーク実習指導 ○ソーシャルワーク実習 | 390時間 ○ソーシャルワーク演習(専門) ○ソーシャルワーク実習指導 ○ソーシャルワーク実習 | ○演習・実習(児童関係) |
| 共通科目 510時間 ○医学概論 ○心理学と心理的支援 ○社会学と社会システム ○社会福祉の原理と政策 ○地域福祉と包括的支援体制 ○社会保障 ○障害者福祉 ○権利擁護を支える法制度 ○刑事司法と福祉 ○社会福祉調査の基礎 ○ソーシャルワークの基盤と専門職 ○ソーシャルワークの理論と方法 ○ソーシャルワーク演習 | | |

| | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------|
| 社会福祉士(※1) 精神保健福祉士(※1) 児童福祉司、市区町村の子ども家庭支援員等の実務経験 ●年(※2) 福祉系の大学等 4年(基礎科目の履修) | 一般大学等 4年 | 子ども家庭福祉分野の実務経験 ●年 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------|

(参考資料) 地域の子育て支援機関によるソーシャルワークの実践例

①(社福)越前自立支援協会 一陽(福井県越前市) (児童家庭支援センター・児童養護施設・子育て支援センター)

- 乳児と母親に絵本を届ける市の家庭訪問事業を実施。母子の状況を確認したうえで、必要に応じて子育て世代包括支援センターにつなぐなどの対応を行っている。
- 生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援)を実施。20名ほどの子どもに対してニーズに応じた学習支援(学習塾型、家庭教師型など)を行っている。
- 福井県の「施設退所児童自立サポート事業」を実施。アパートを借りて施設退所児童に提供し、生活支援員が訪問して生活支援・就労継続支援を実施している。
- 越前市の要対協調整機関としての業務を一部受託。一陽の職員が市の子ども家庭総合支援拠点に常駐し、要対協調整機関としての事務に従事している。



②NPO法人アンジュ・ママン(大分県豊後高田市)

- 市の地域子育て支援拠点事業を実施。延べ約1万4千人(令和元年度)の親子に、集い、交流や子育ての悩みを相談できる場を提供している。
- 市の利用者支援事業を実施。子育て家庭や妊産婦が各種サービス・事業を円滑に利用できるよう、日常的な相談、助言、関係機関との連絡調整等を行っている。
- 家庭支援スタッフ訪問事業(ホームスタート)を実施。拠点に来ることのできない孤立しがちな家庭等に訪問し、傾聴や家事支援・育児支援を行っている。
- ママ家事サポート事業(産前・産後ヘルパー事業)を実施。妊娠中や産後の心身の不調等により家事・育児の負担軽減が必要な家庭を訪問し、家事支援・育児支援を行っている。

多機能型支援への展開

子育て家庭のシンボリック場所へ

- 母子手帳交付や各種健診など
- 児童手当・児童扶養手当など

子育て支援策

- 保育所入所案内
- 子育て・介護の方などの短時間就労支援

ワンストップ拠点